

2019年の新聞界

阿部 圭介*

新聞の発行部数減少が止まらない。2019年の10月の日本新聞協会加盟116紙の総発行部数は3781万1248部で、前年比5.2%減だった⁽¹⁾。また、同協会の2018年度新聞社総売上高推計調査結果によると、「広告収入」の比率が2割を切り、「その他収入」が伸びた⁽²⁾。

報道活動では、秋田魁新報が特報した記事「適地調査 データずさん／地上イージス配備」⁽³⁾は、新聞協会賞を受賞するなど注目を集めた。また、西日本新聞社が2018年に始めた、読者からの情報提供や要望を受けて取材・報道する「あなたの特命取材班」は、「かんぼ生命の不正販売問題」のスクープなど着実に成果を上げており、地方紙や放送局とのネットワークを広げている。一方で、7月18日に発生し多数の被害者を出した京都アニメーション第1スタジオ放火事件では、被害者の実名発表・実名報道を巡りさまざまな議論が起きた。

2年続けて5%台の部数減少

新聞協会加盟紙の総発行部数は、2017年が4212万8189部、2018年が3990万1576部、2019年が3781万1248部と推移している。2019年の5.2%という減少率は、過去最大の減少率だった2018年に次ぐもので、2年連続で5%台の減少率を示している⁽⁴⁾。

部数減少が売り上げ比率にも影響を及ぼしているのも、前年と変わらぬ傾向である。同協会の日刊新聞91社を対象とした2018年度新聞社総売上高推計調査結果では、総売上高は1兆6619億円だった。これは、2017年度が前年度に比べ559億円(3.2%)の減少だったのに比べると、500億円(2.9%)の減少にとどまっている。しかし、販売収入は9502億円(前年度比4.0%減)、広告収入は3314億円(同6.6%減)であり、大きく減らしている。その他収入が3803億円(3.5%増)となったことが、総売上高の減少率に一定の歯止めをかけた要因といえる。この結果、販売収入・広告収入・その他収入の構成比は、57.2%・19.9%・22.9%となり、広告収入の構成比が1975年の調査開始以来、初めて2割を切ったという⁽⁵⁾。なお、その他収入には、「販売」「広告」以外の出版、受託印刷、事業などの営業収入に加え、営業外収入と特別利益が含まれている⁽⁶⁾。

新聞広告の減少は、電通が2019年2月28日に発表した「2018年 日本の広告費」にも表れている。総広告費が前年比2.2%増の6兆5300億円だったのに対し、新聞広告費は同7.1%減の4784億円だった。インターネット広告費は、同16.5%増の1兆7589億円だった。2018年調査では初めて、インターネット広告費の内訳として「マスコミ四媒体由来のデジタル広告費」の項目が設けられた。「マスコミ四媒体事業社などが主体となって提供するインターネットメディア・サービスにおける広告費」と定義づけられており、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は132億円だった。「新聞デジタル」の構成比は、広告費全体でみると0.2%、インター

*あべ けいすけ 日本新聞協会

ネット広告費に限定してみても0.75%とまだわずかな割合である。ただし、マスコミ四媒体由来のデジタル広告費は「前年比二桁成長と見られる」とされている⁽⁷⁾。

地方紙の調査報道で成果—秋田魁新報と西日本新聞を例に

秋田魁新報は2019年6月5日付1面に、「適地調査 データずさん／防衛省、代替地検討で／地上イージス配備」の見出しで、防衛省が作成したイージス・アショア（ミサイル迎撃システム）の配備候補地に関する「適地調査」報告書に事実と異なるずさんなデータが記載されていることを特報する記事を掲載した。これは、報告書に記載されているデータが、地図をもとにした計算結果と異なることを突き止め、現地でも測量し事実と異なることを確かめたという内容の記事である⁽⁸⁾。この報道をきっかけに、防衛省は誤りを認め、再調査を行うこととなった。同報道は、全国紙の記事にも言及され⁽⁹⁾、この特報を含む一連の報道が「地元新聞社が国家の安全保障問題に真正面から向き合い、1年余りの多角的な取材・報道の蓄積をもとに、政府のずさんな計画を明るみに出した特報は、優れた調査報道として高く評価され、新聞協会賞に値する⁽¹⁰⁾」として、新聞協会賞を受賞した。地方紙の調査報道が、政府を動かした例と言える。

調査報道では、西日本新聞社が新しい取り組みを行い、成果を上げ始めている。「あなたの特命取材班」である。これは、無料通信アプリ「LINE」やTwitter、Facebook、電子メール、またはファクス、郵便を使って、「暮らしの疑問や地域の困り事から行政・企業の不正告発まで、読者の情報提供や要望に応える⁽¹¹⁾」取り組みである。

例えば、「量販店で買ったライターオイルを新幹線に持ち込んだら、車掌に注意され『罰金』約6万円を取られた」という疑問の声をもとに取材した記事⁽¹²⁾もあれば、暑中見舞いはがき「かもめ〜」の販売ノルマに郵便局員が「苦しんでいる」というメールを取り上げたこと⁽¹³⁾をきっかけに関係者からの情報提供が相次ぎ、一連のかんぽ生命保険の不正販売問題の報道につながったケースもある⁽¹⁴⁾。

担当する西日本新聞社・編集局クロスメディア報道部シニアマネージャー兼経営企画局新メディア戦略室の坂本信博は、この取り組みを「オンデマンド調査報道（ジャーナリズム・オン・デマンド、JOD）」と位置づけている⁽¹⁵⁾。LINEでつながる「あな特通信員」は1万3000人で、寄せられた調査依頼は8000件を超え、記事化されたのが300本以上という⁽¹⁶⁾。

取材・報道のきっかけになり、実際に記事が社会を動かすという成果だけでなく、「西日本新聞のファンになってくれる読者が全国に増えた」、「『誰のため、何のために取材・報道しているか』が明確になり、記者のモチベーション向上につながっている」という「副産物」も生まれている⁽¹⁷⁾。

さらに注目できる点として、他の新聞社などとの連携も行っていることが挙げられる。21の新聞社や放送局などと「JODパートナーシップ」を結び、「①取材・報道手法②掲載記事③調査依頼や内部告発の情報」を共有している⁽¹⁸⁾。

こうした積極的な動きの背景には、「読者の『新聞離れ』」と、若手・中堅記者が全国メディアに転職する「『地方紙離れ』」への危機意識があるという⁽¹⁹⁾。「あなたの特命取材班」は、こうした問題に地方紙としてのジャーナリズムの役割を模索し、応えようとしている取り組みだと言えるであろう。

実名発表・実名報道をめぐる論議

『ジャーナリズム & メディア』第11号の拙稿では、実名報道について「なぜ被疑者、被害者双方の実名報道が必要なのか、一般に理解を求めるのは困難である」、「民主主義を守るために必要な実名が秘匿されている実情と問題点を、海外の実例も交えて繰り返し訴えかけなければ、事態は変わらないであろう」と指摘した。⁽²⁰⁾

2019年7月18日、京都アニメーション第1スタジオが放火され、建物が全焼した。同社社員36人が死亡、33人が重軽傷を負った。日本国内の事件では類を見ない被害者の数とともに、京都アニメーションが高品質なアニメ作品の制作で知られていたことから、多くの注目を集める事件となった。

この事件では、実名発表・実名報道についてインターネットを中心に多くのメディア批判が巻き起こったとして、新聞社をはじめとするメディア側はさまざまな角度からその在り方についての論考を掲載した。⁽²¹⁾

ここでは、本件の実名発表・実名報道をめぐる経過をまとめるとともに、論点を整理したい。

7月18日 事件発生

8月2日 京都府警が、遺族の了承が得られ、葬儀を終えた犠牲者10人の氏名を発表

8月20日 在洛新聞放送編集責任者会議（京都に拠点を置く新聞・通信・放送12社で構成）が、未公表のままの犠牲者の速やかな実名発表を申し入れ⁽²²⁾

8月27日 京都府警が全ての犠牲者の氏名を発表

この間、集団的過熱取材を避けるため、在阪民放4局は分担して、先行して公表された犠牲者の遺族に取材交渉を行った。また、全ての犠牲者の氏名が公表された際、京都府警記者クラブ加盟社は遺族への取材交渉は代表記者が行うこととした。⁽²³⁾

警察側の動きについては、京都新聞が、「府警は『遺族に理解を求めた上、たとえ了承が得られなくても、従来通りに公表する』との立場を堅持」、「警察庁は『公表には遺族の了承が必要』との考えを固持」と伝えた。⁽²⁴⁾

また、事件直後から取材に応じ、犠牲者の実名を明かした遺族がいた一方で、京都アニメーション側は実名報道を控えるよう警察と報道に申し入れていた。⁽²⁵⁾

さて、本稿では「実名発表・実名報道」と並列に記してきた。「実名発表」と「実名報道」は区別して議論する必要があるからである。これは、日本新聞協会の『実名と報道』でも指摘されている。⁽²⁶⁾ここでは、実名発表は、事件・事故・災害が発生した際に、警察や行政当局、場合によっては企業等が、被疑者や被害者の実名を発表すること、実名報道は報道機関が被疑者や被害者の実名を報道することと定義しておきたい。

実名発表は、少なくとも事件・事故であれば、警察などの当局の不正防止や公正な裁判の実現のために必要であると考えられる。捜査を尽くしても被害者の身元が判明しないのであれば別だが、原則として被害者の名前を発表しなくてもよいとなると、その捜査のプロセスを検証することが困難になり、冤罪事件の温床となるであろう。また、実名発表は、取材に応じたい被害者や遺族とメディアを結びつける手がかりにもなる。加えて、常磐大元学長の諸沢英道は、遺族らへの自治体による支援のためにも、警察から自治体への情報提供が必要だと指摘した。⁽²⁷⁾

実名報道についてはどうであろうか。

共同通信の澤康臣は、実名があることが人々の関心と呼ぶというイギリスの記者の考えを繰り返し紹介した。⁽²⁸⁾その上で、「固有名詞を書いた記述は後々の検証が極めて困難で、歴史、記録としての価値が損なわれる」とともに、匿名社会は「市民の共感、そして連帯をも妨げる」と指摘した。⁽²⁹⁾

日本新聞協会も、実名には強い訴求力があり、事実の重みを伝えるとしている。⁽³⁰⁾また、警察などの権力がある側の不正を追及すること、社会に訴えたい被害者の存在、人格を尊重することなども実名の理由として挙げ、「社会全体が匿名化すると、個人の責任や権利・義務の関係があいまいになり、人権侵害を招いたり、人権侵害があっても分からなくなったりする恐れ」があると指摘した。⁽³¹⁾

実際、今回の事件でも被害者の遺族・石田基志は「石田敦志というアニメーターがいたことを、どうか忘れないでください。決して35分の1ではないんです」と記者会見で話したという。⁽³²⁾また、2016年に相模原市の障害者施設「やまゆり園」で起きた殺傷事件では、障害者への偏見を理由に裁判でも被害者の実名を明らかにしない措置がとられたが、遺族の一人は「美帆は一生懸命生きていました。その証を残したい。美帆の名を覚えてほしい」と、被害者の名前を公表した。⁽³³⁾

しかし、このような理由を挙げたとしても、実名報道への支持は得られず、「拒絶反応を引き起こした」との指摘がある。⁽³⁴⁾畑仲哲雄は、担当している龍谷大学社会学部の講義「メディアと倫理」で、遺族が懇願しても実名報道をすべきかどうか、学生に議論し、結論を出してもらった。議論は2回行い、1回目は「直観的に意見を述べてもらう」、2回目は「日本新聞協会の『実名と報道』に記されているような主流メディアの考え方を踏まえた論点をわたしが提示して教室全体で共有したのち」、「論理・理性にもとづく結論を出してもらった」。その結果、2回目の議論の後、「『実名報道すべき』は減り、『匿名報道すべき』がさらに増えるという結果となった」という。このような結果になった要因として、畑仲は、学生たちに「『事件や事故の犠牲者遺族を社会がどのように守れるか』という問題意識」があり、「被害者や犠牲者へのアドボカシーの視点が見られないことへの苛立ちがあるように感じられる」と分析した。

メディアの取材・報道活動への支持が得られていないという点では、別の指摘もある。武蔵大学の奥村信幸は、欧米のメディアが「取材ルールを明記した行動基準を一般に公開し、予想していない形で事件や事故が起きて、編集局のだれが新たな取材ルールを決めるか、責任の所在まで決めて」いるのに対し、日本ではそうならないと指摘し、「こうした取材ルールの公開や読者への約束なく、『実名報道させて下さい』と言っても、社会の理解を得るのは難しいのではないかと思います」と述べた。⁽³⁵⁾

京都大学の曾我部真裕は実名発表が遅れた要因として、メディアスクラムによる負担、報道で取り上げられること自体の心理的負担、「インターネット上で心無い書き込みがなされ、広く拡散し、また、いつまでも残る」という間接的な負担を懸念したのではないかと指摘した。⁽³⁶⁾その上で、実名報道原則を維持するために、「(1)報道界を挙げた取り組みの必要性」「(2)開放性・透明性」「(3)ルール化・仕組み化」の3点を提案した。この3点の中では、メディアが一体となって取材のスキームを形成し、それらはルール・仕組みとして確立するとともに、説明責任を果たせるよう準備することの必要性が繰り返し述べられている。⁽³⁷⁾奥村の指摘と同じ潮流をなしており、実名発表・実名報道の問題にとどまらず、今後メディアのアカウントビリティーの在り方自体を検討する必要があると言える。

こうした中、2020年1月からは、前述の「やまゆり園」の公判が始まった。ここで地元紙の神奈川新聞は佐藤奇平・統合編集局次長兼報道部長の署名入りで「『匿名報道』継続します」という記事を掲載した。原則論としての実名報道の必要性を述べつつも、「実名で報道するだけの取材は尽くせていません」「偏見や差別で苦しんできた遺族の『実名を明かさなideほしい』との願いを無視し、さらなる不利益を与えかねない報道をすることはできない、と判断しました」と匿名にする理由を挙げた。⁽³⁸⁾ 実名発表を求めることは維持しつつ、遺族に寄り添って匿名報道をするという判断について読者に考え方を伝えており、メディア側がこれまでの批判に応えようとしている流れが現れ始めていると言えそうである。

注

- (1) 『新聞協会報』2020年1月1日付、日本新聞協会。同2020年1月28日付には、加盟社からの申告による発行部数の訂正があった旨が掲載されている。
- (2) 『新聞協会報』2019年11月26日付、日本新聞協会。
- (3) 『秋田魁新報』2019年6月5日付、秋田魁新報社。
- (4) 注(1)に示した『新聞協会報』の記事のほか、同協会ウェブページには2000年以降の推移が掲載されている。<https://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation01.php>。2020年1月28日閲覧。
- (5) 注(2)に示した『新聞協会報』の記事のほか、同協会ウェブページには2004年度以降の推移が掲載されている。<https://www.pressnet.or.jp/data/finance/finance01.php>。2020年1月28日閲覧。
- (6) 『新聞協会報』2019年11月26日付。
- (7) 「2018年 日本の広告費」電通、http://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2018/。2020年1月28日閲覧。
- (8) 『秋田魁新報』2019年6月5日付、秋田魁新報社。
- (9) 例えば『毎日新聞』2019年6月6日付、毎日新聞社。
- (10) 新聞協会賞の受賞理由。『新聞協会報』2019年9月10日付、日本新聞協会、参照。
- (11) 「あなたの特命取材班」、西日本新聞社、<https://specials.nishinippon.co.jp/tokumei/>。2020年1月28日閲覧。
- (12) 「ライターオイル缶で“罰金”6万円なぜ？ 新幹線持ち込み、規則は…」、西日本新聞社、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/572257/>。2020年1月28日閲覧。
- (13) 「かもめ〜る、販売ノルマに悲痛な声 郵便局員“自腹営業”も SNS普及、苦戦続く」、西日本新聞社、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/445713/>。2020年1月28日閲覧。
- (14) 「郵便局員が違法な保険営業 高齢者と強引契約 15年度以降68件」、西日本新聞社、<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/495016/>。2020年1月28日閲覧。
- (15) 坂本信博(2020)「「つながる」地方紙の挑戦—オンデマンド調査報道とローカルメディア連携」『新聞研究』2020年1-2月号(No.821)、日本新聞協会、46。
- (16) 同、46。
- (17) 同、48。
- (18) 同、49。
- (19) 同、48。

- (20) 阿部圭介 (2018) 「2017年の新聞界」『ジャーナリズム & メディア』第11号、日本大学法学部新聞学研究所、206-207。
- (21) 例えば『毎日新聞』2019年10月16日付、毎日新聞社、の秋の新聞週間特集記事には「報道各社が実名報道したことに対して、インターネット上などでは批判があふれました。実名報道にこだわる理由を私たちは伝え切れているでしょうか」とのリードがある。
- (22) 『新聞協会報』2019年8月27日付、9月10日付、日本新聞協会、をもとに作成。
- (23) 同2019年8月27日付、日本新聞協会。岸本鉄平 (2019) 「迷いや悩みも紙面で紹介—あるべき姿勢について模索を続ける」『新聞研究』2019年11月号 (No.819)、日本新聞協会、10。
- (24) 「京アニ犠牲25人、公表めぐり警察庁と京都府警が見解相違」、京都新聞社、<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/13635>。2020年1月28日閲覧。
- (25) 「7月18日に発生した事件について (初出7月21日、改訂11月28日)」、京都アニメーション、<http://www.kyotoanimation.co.jp/information/?id=3072>。2020年1月28日閲覧。
- (26) 日本新聞協会編集委員会 (2006) 『実名と報道』、日本新聞協会、47-48
- (27) 『毎日新聞』2019年9月16日付、毎日新聞社。
- (28) 澤康臣 (2010) 『英国式事件報道 なぜ実名にこだわるのか』、文藝春秋、161、177 など。
- (29) 同書 270。
- (30) 日本新聞協会編集委員会 (2006)、51-52。
- (31) 同書 53-59。
- (32) 『毎日新聞』2019年12月18日付、毎日新聞社。
- (33) 『毎日新聞』2020年1月8日付、毎日新聞社。
- (34) 畑仲哲雄 (2019) 「被害者の実名報道について」、<http://hatanaka.txt-nifty.com/ronda/2019/10/post-9b6973.html>。2020年1月28日閲覧。
- (35) 『朝日新聞』2019年12月20日付、朝日新聞社。
- (36) 曾我部真裕 (2019) 「報道界挙げて社会と対話を—ネット時代の被害者報道と実名報道原則」『新聞研究』2019年11月号 (No.819)、日本新聞協会、16。
- (37) 同、18-19。
- (38) 『神奈川新聞』2020年1月7日付、神奈川新聞社。